

組織の概要・勤務の条件

- 1 採用 令和3年4月1日
- 2 勤務先 小諸市社会福祉協議会事務局又は各施設等
- 3 給与等 小諸市社会福祉協議会正職員給与規定に基づき支給
(1) 初任給月額を目安（令和2年4月1日現在）

| | |
|----------|----------|
| 大学卒 | 186,000円 |
| 短大卒（2年生） | 166,500円 |
| 高校卒 | 153,700円 |

（注）各学校卒業後、直ちに採用された場合の初任給月額です。
社会人等の経歴により加算される場合があります。

(2) その他の手当

- ① 期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給されます。（小諸市の改定に準じて見直しを行っています）
- ② 退職手当制度（勤務年数に応じて支給されます）

- 4 勤務等 小諸市社会福祉協議会正規職員就業規則による

| | |
|------|--|
| 勤務時間 | 8時30分から17時15分（職場により早出・遅出等あり） |
| 休日 | 土・日曜日、祝祭日、年末年始 |
| 休暇休業 | 年次有給休暇（4月採用の場合1年目15日間） 特別休暇（夏季休暇等）、育児休業（1歳到達まで） |

- 5 社会保険等 社会保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険等

6 具体的な事業

小諸市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉法人で、小諸市役所と連携し、地域福祉の推進を目的として、次の事業に取り組んでいます。

| 設置目的 | 具体的な事業 |
|------------------------|--------------------------------------|
| 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 | 地域福祉推進事業、ボランティア等 |
| 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 | 介護保険事業・障がい者総合支援事業、総合相談事業、日常生活自立支援事業等 |
| 社会福祉を目的とする事業に関する | 社会福祉大会、広報誌「ささえーる」の発行 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| る調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成 | |
| その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 | 心配ごと相談等相談事業、赤い羽根共同募金、日赤活動費寄付金、社会福祉資金の貸付等 |

7 職員数（令和2年4月1日現在）

| | |
|----------|---|
| 全職員 48 名 | 正規職員 19 名、小諸市派遣職員 1 名 常勤臨時職員 12 名、パート職員 16 名 |
|----------|---|

8 組 織

| 係名 | 業務内容 |
|------------|---|
| 総務係 | 庶務、人事、給与、会計経理等に関する業務 |
| 地域福祉係 | 地域における介護予防事業の充実、介護予防地区指導者の育成、支え合いマップ作成の支援、社会福祉大会 市民活動・ボランティアサポートセンター事業、ファミリーサポートセンター事業、高齢者福祉センター運営、児童・生徒の福祉学習支援、日赤事務局、共同募金事務局、遺族会事務局、高齢者クラブ事務局、広報活動、等 |
| 介護支援係 | 高齢者の総合事業（訪問サービス）、障がい者（児）の居宅・重度訪問介護・行動援護・同行援護事業・障害児通所支援事業（放課後デイサービス事業、児童発達支援事業等）地域支援事業 |
| 相談支援係 | 心配ごと相談事業、日常生活自立支援事業、資金貸付事業、指定障害者相談支援事業、居宅介護支援事業等 生活困窮者自立支援事業、緊急食糧等提供事業、福祉有償運送サービス事業等 |
| 地域包括支援センター | 高齢者総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的マネジメント、地域包括ケアの推進に関すること等 |

9 事業所

| 事業所名 | 業務内容 |
|-------------------------|--|
| 小諸市社協ホームヘルパーステーション | 訪問サービス、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護に関すること |
| 社協アスパラキッズ | 障害児通所支援に関すること 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業、移動支援事業 |
| 小諸市生活就労支援センター まいさぼ小諸 | 生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」 包括的な支援体制等 |
| 高齢者福祉センター | 高齢者の介護予防・生きがいづくりのため、レクリエーション活動の推進、講習会その他教養講座の開催等 |
| 市民活動・ボランティアサポートセンター | ボランティアの育成・拡大を図る、市民活動の拠点施設 |
| ファミリーサポートセンター | 育児に関する相合援助活動により子育て支援を行う |
| 地域包括支援センター | 高齢者総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的マネジメント、地域包括ケアの推進に関すること等 |